

日立市国土強靱化地域計画 【概要版】

1 計画策定の背景

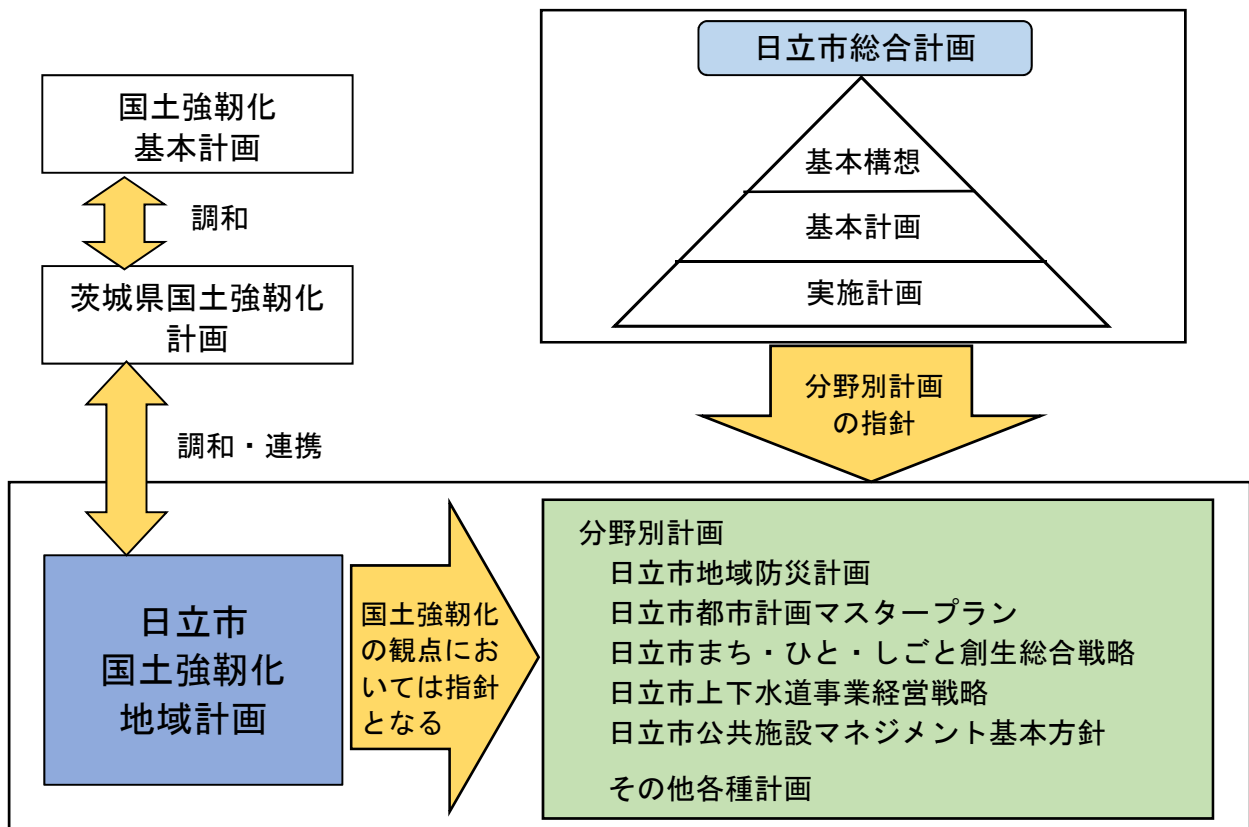
- ・平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）公布・施行
- ・平成 26 年 6 月に国が「国土強靱化基本計画」策定
- ・平成 29 年 2 月に県が「茨城県国土強靱化計画」策定



○日立市において、頻発化、激甚化している災害に対応するため、県計画と調和・連携した「日立市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定するもので、本市における国土強靱化の観点においては、様々な分野の計画等の指針となるものです。

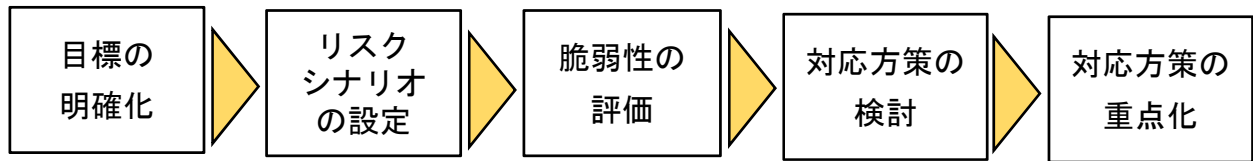


3 計画期間と見直し

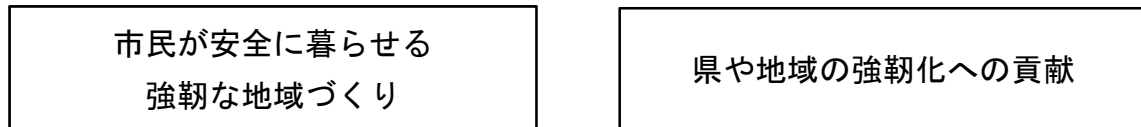
本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。

計画の見直しについては、社会経済情勢の変化や、国及び茨城県の計画見直しなどを踏まえ、必要に応じて柔軟に行うものとします。

4 計画策定の進め方



5 強靱化の目指す方向性（2本柱）



6 基本目標

国土強靱化を推進する上で、次の4つを「基本目標」とします。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

7 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向けたより具体的な目標として、次の8つを「事前に備えるべき目標」とします。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- ③ 必要不可欠な行政機能の確保
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保
- ⑤ 経済活動の機能維持
- ⑥ ライフラインの確保と早期復旧
- ⑦ 二次災害の拡大防止
- ⑧ 地域社会・経済の迅速な復旧・復興

8 対象とするリスク

本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とします。

【自然災害】地震、津波、風水害（台風・豪雨等）



9 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」とそれらを回避するための施策

事前に備えるべき目標① 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者、自力脱出困難者の発生
- 1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- 1-3 大規模津波及び洪水等による多数の死傷者の発生
- 1-4 異常気象（台風、集中豪雨）等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備・途絶や防災意識の希薄等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

主な施策

- 住宅・建築物の耐震化 空き家対策 地域防災力の充実・強化 緊急輸送道路等の整備
- 公共施設等の耐震化・長寿命化 火災予防対策の推進 消防力の充実 消防水利の整備
- 河川・海岸施設の整備・維持管理の強化等 緊急避難場所の確保 防災意識の向上
- 河川の改修 雨水対策の推進 避難所の確保・運営体制の整備
- 地盤の安全性対策 土砂災害防止対策 災害情報の収集・伝達体制の確保

事前に備えるべき目標② 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 2-1 避難所等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地区等の同時発生
- 2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 2-5 想定を超える長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
- 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
- 2-7 避難所等における感染症等の大規模発生

主な施策

- 緊急輸送体制の整備 緊急輸送道路等の整備 非常用物資の確保 家庭内備蓄の推奨
- 道路啓開体制の整備 災害情報の収集・伝達体制の確保 自主防災組織の充実
- 消防広域応援体制の整備 消防職員の災害対応能力の向上 救急救助体制の充実・強化
- 災害時における燃料の確保 災害時における電力の確保 帰宅困難者等の支援体制の整備
- 災害時の医療機能の確保 災害拠点病院等の機能強化 在宅医療・介護の連携強化
- 感染症対策の推進 避難所における感染症対策 下水道施設の耐震化等

事前に備えるべき目標③ 必要不可欠な行政機能の確保

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

主な施策

- 業務継続体制の整備 防災拠点等の機能確保 職員の参集・対応体制の整備

事前に備えるべき目標④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

主な施策

- 非常用電源の確保 災害情報の収集・伝達体制の確保

事前に備えるべき目標⑤ 経済活動の機能維持

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 5-1 供給連鎖（サプライチェーン）の寸断等による市内企業の経済活動の停滞
- 5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止
- 5-3 食料等の安定供給の停滞

主な施策

- 事業所等における業務継続体制の強化
- 海上輸送ルート確保
- 地域経済の強化
- 緊急輸送体制の整備
- 緊急輸送道路等の整備
- 道路等の災害対応力の強化
- 公共交通ネットワークの体制の強化
- 非常用物資の確保
- 買物弱者支援対策

事前に備えるべき目標⑥ ライフラインの確保と早期復旧

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
- 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止
- 6-3 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止
- 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

主な施策

- ライフラインの災害対応力強化・早期復旧
- エネルギー供給源の多様化
- 水道施設の耐震化等
- 復旧体制の確立
- 雨水の利用促進
- 下水道施設の耐震化等
- 合併処理浄化槽の整備等
- 緊急輸送道路等の整備
- ひたちBRTの整備推進

事前に備えるべき目標⑦ 二次災害の拡大防止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 7-1 市街地での大規模火災の発生
- 7-2 ダム、調整池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-3 有害物質等の大規模拡散・流出
- 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

主な施策

- 市街地整備の促進
- 火災予防対策の推進
- 空き家対策
- 公園・緑地の維持確保
- 施設管理者との連携強化
- 調整池の維持管理
- 有害物質の漏えい等の防止対策の推進
- 農地・森林等の保安全管理
- 治山事業の促進
- 鳥獣被害防止対策の推進

事前に備えるべき目標⑧ 地域社会・経済の迅速な復旧・復興

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 土木施設等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 地域コミュニティの機能不全、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失
- 8-5 被災者の住宅確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

主な施策

- 災害廃棄物処理計画の策定
- 災害廃棄物処理体制の強化
- 応援受入体制の整備
- 防犯体制の強化
- ボランティア活動環境の整備
- 地域コミュニティの維持
- 地区防災計画の策定の促進
- 指定文化財（建造物）の防災対策
- 文化財の防災対策
- 応急仮設住宅等の迅速な確保
- 被災者の居住の早期確保
- 災証明書の発行体制の整備